

○一関市給水装置の漏水修繕に関する要綱

平成29年3月31日

水道事業告示第2号

(趣旨)

第1 この告示は、漏水の早期修繕による無効水量の減少を図るため、一関市水道事業給水条例（平成17年一関市条例第198号）第19条第2項ただし書の規定により、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が費用を負担する給水装置の修繕について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる住宅)

第2 修繕の対象となる住宅は、給水装置の所有者が居住する一戸建ての家屋（借家及び集合住宅を除く。以下「一般住宅」という。）とする。

(修繕の範囲)

第3 管理者が費用を負担する修繕は、一般住宅の給水装置で自然漏水の場合に限るものとし、当該修繕を行う範囲は、配水管から分岐して設けられた給水装置に係るメーター器までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、メーター器が一般住宅の建物内に取り付けられている場合に修繕を行う範囲は、配水管から当該建物の手前までとする。

(給水装置の所有者の費用の負担)

第4 第3の規定にかかわらず、修繕に伴う次に掲げる費用は、給水装置の所有者が負担するものとする。

- (1) 修繕の支障となる構造物や植栽等の撤去及び復旧に要する費用
- (2) アスファルト、コンクリート、化粧タイル等の復旧に要する費用
- (3) 給水管の老朽化により布設替えが必要と判断された場合の更新費用

(協議)

第5 管理者は、修繕を施工するに当たり、給水装置の所有者と当該修繕の範囲、費用等の協議を行うものとする。

(補則)

第6 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

制定文 抄

平成29年4月1日から施行する。